研　究　指　導　細　則

（平成16年４月１日制定）
平成18年３月17日改正
平成20年12月17日改正
平成26年10月15日改正
平成28年３月７日改正

第１条　神戸大学経営学部規則第９条第４項に定める研究指導については，この細則の定めるところによる。

第２条　研究指導及び卒業論文の単位修得のためには，２年以上（早期卒業の場合は１年又は１年半）にわたり，少なくとも１回２時間30回以上の研究指導を受けた上，論文試験に合格しなければならない。

第３条　研究指導所属学生の募集については，毎年11月教授会で要項を決定し公示する。

第４条　研究指導は，学部規則第７条第２項に定める基準を満たさなければ受けることはできない。

２　研究指導を受けようとする学生は，研究指導志望申請書を指定の期日までに提出しなければならない。

第５条　指導教員の決定は，前条の申請により教授会が行う。

第６条　学生の申し出を教授会が承認した場合に，その研究を中止することができる。ただし，論文提出締切前に教授会の承認を得なければならない。

第７条　学生が休学した場合は，休学期間に応じて研究指導の期間を延長するものとする。学部の都合により指導教員の研究指導を継続することができなくなったときには教授会はその指導教員の変更を命ずることがある。

第８条　学生がその研究をおこたり成果を挙げることができないと認められたときは，教授会の議を経てその者を研究指導より除名することがある。

第９条　論文は所定の用紙を用いて提出する事を要し，２万字以上とする。ただし，その一部を所定用紙以外のもので代替するには，あらかじめ指導教員の承認を得なければならない。

第10条　論文の提出期限は，研究指導を終了する学期の１月20日若しくは８月20日とする。ただし，提出期限が休日に当たるときはその翌日とし，土曜日に当たるときは次の月曜日とする。

２　前項に定める期日は，提出期限までに論文を提出しなかった者又は不合格となった者が次学期以降に提出する場合においても適用する。

第11条　研究指導の出席回数が少ない学生に対しては，論文試験を受けさせないことがある。

附　　則

１　この細則は，平成21年４月１日から施行する。

２　この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という）及び平成21年４月１日以後において在学

者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の研究指導細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　　則

1　この細則は，平成27年４月１日から施行する。

2　この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という）及び平成27年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の研究指導細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　　則

1　この細則は，平成28年４月１日から施行する。

2　この細則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という）及び平成28年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の規定にかかわらず（第２条の卒業論文の記述を除く）なお従前の例による。